

交通事故に遭い、後遺障害に苦しむばかりか、損保会社の調査員に尾行される被害者が後を絶たない。「むち打ち症」など見えにくい痛みに査定は厳しく、本当に障害があるかどうか、疑いの目にさらされるのだ。また、損害業界には「マダム症候群」という言葉もあり、中高年の女性の後遺障害は徹底的にチェックされる。更年期障害と紛らわしいというのだが……。

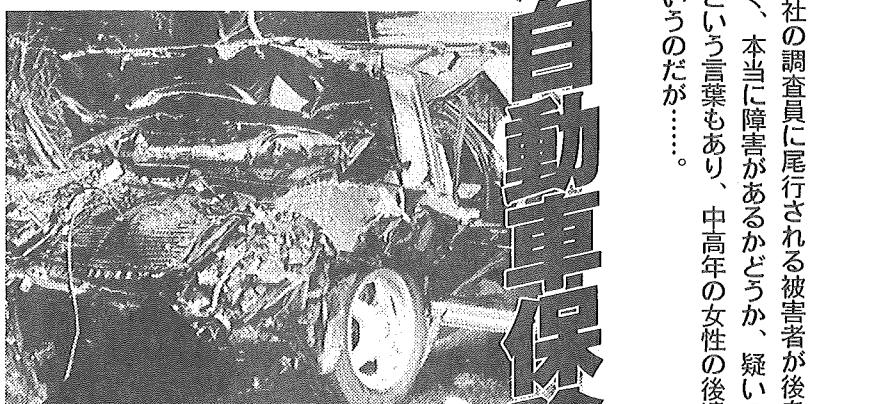
↑これでいこのが自動車保険

△長い間、本当に孤独でした。九年間ひたすら待つだけでした。でも、あの記事を読んで、霧がすっかり晴れた気がいたします。私はこれから娘・由紀子が交通事故の後遺障害で本当に苦しんでいたこと、そして五人の子供を残し、どんなに残念な思いで亡くなつたか……。それを証明するまで命の限り闘つちります』

トミさんから手紙が届いた。寝たきりの夫(父)の介護をしながら孫たちを育て、亡くなつた娘のために、事故から八年以上たつた現在も自動車損害賠償責任(自賠責)保険への請求を続いている。段ボール箱にぎっしり詰まつた裁判資料も送られ、トミさんの思いの激しさが伝わってきた。

に遭ったのは八八年十一月 四十六歳のときだった。センター・ラインを大きく越えてきた乗用車を避けようとして、友人は右へハンドルを切ったが間に合わず、対向車は由紀子さんの乗っている助手席側に衝突した。由紀子さんは救急車で病院に運ばれた。診断の結果は「外傷性頸部症候群（注・いわゆる『むち打ち症』）、左足関節捻

ジャーナリスト
柳原三佳 やなぎはら・みか



生光ルボ 第2弾

4

挫」。入院の必要はないと言われ、通院治療をすることになった。一方、事故の責任は一〇〇%相手側にあると

て処理が進められていた。

始めた。由紀子さんがつけていた当時の手帳には、こんなメモが続く。

△ブール、まったく泳げず』

△風邪？ 声がしやがれている』

△首が熱い、動かせない』

△足がつれて、階段にぶつける』

母親のトミさんは語る。

「事故直後、相当の医師から、『調子が悪いのは気のせいだから、どんどん

♪フル、まったく泳げず
△風邪？ 声がしゃがれてる
△首が熱い、動かせない

『足がつれて、階段にぶつける』
母親のトミさんは語る。

尾行された被害者 病状は本物か、日常生活を調べる損保会社

しかし、翌九五年九月、全身状態が悪化した由紀子さんは、息を引き取った。五十三歳だった。死亡診断書には直接の死因として「腎不全」、これに影響を及ぼした傷病名として「高度の腎性貧血、頸髄損傷による四肢麻痺、低栄養」と記されていた。

害者に対して、損害賠償請求の民事訴訟を新潟地裁に起こしていた。由紀子さんは、その裁判の途中で亡くなってしまったため、現在、相続人である五人の子供が原告となっているが、現実には裁判は止まつたままだ。

一方、自賠責には死亡保険金の請求

「動きなさい」と言わわれていました。それで由紀子は、ブールに行つたり、車を運転したり、普段と同じように動くよう努力をしていたのです。でも、本人もなぜこんなに調子が悪いのかわからず、本当につらそうでした」

さんは松葉杖なしには歩けなくなつた。まもなく車いすの生活となり、車級の身障者手帳を交付された。その後もリハビリを続けながら仕事を続けていたが、さらに四肢不全麻痺^{まひ}は進み、九三年には腸の麻痺も出現。栄養障害や排便困難が続いたため、人工肛門をつける手術を受けた。

当時の由紀子さんは、昼は生命保険がら懸命に働いていた。末の子が幼稚園児のときに夫と離婚、女手ひとつで五人の子を育てていたため、仕事を休むわけにはいかなかつた。

九二年には腸の麻痺も出現
や排便困難が続いたため、人工肛門を
つける手術を受けた。

損保会社や自動車保険料率算定会（自算会）は、事故から数カ月後に四肢麻痺が表れたことは認めたものの、それを交通事故による後遺障害とは認めず、「単なる傷害」という判断を下した。

『被害者の治療歴から、被害者には事前から頸椎症が発症していたものと認められ、事故後の初期症状や神経的検査等の結果、被害者の生活状況・就労状況などから、本件事故により被害者が被つた傷害は、外傷性頸部症候群（注・いわゆる『むち打ち症』）であるとしたと考え方、頸髄損傷（注・首の部分の脊髄が損傷を受ける）であると認めるとはできません……。



また、手術（頸椎固定）の後から生じてきた四肢麻痺の発症や進行、排尿困難などの症状については、これらの

症状の裏付けとなるべき他覚的な検査結果との間に整合性が見られず、頸椎症による末梢神経の障害からこれらの症状が発症することについても医学的な説明がつかないことから、事故による外傷がこれらの症状の発症に寄与したとはいえない……』

最後はこう締めくくっていた。『本件事故による被害者の受傷は外傷性頸部症候群であり……本件事故と被害者の死亡との間に相当因果関係はないものと考えます』

要するに、この事故でこうむった被害は『むち打ち症』までだから、死亡の責任はないというわけである。

しかし、由紀子さんの実弟で、最後の一年間、主治医を務めた外科医の松原一さんはこう反論するのだ。

「根拠のない、一方的な文書に驚きました。下半身の麻痺の症状と椎体のずれた頸椎のレントゲン写真からは頸椎損傷と診断されるのに、なぜ頸椎損傷ではない」と言い切れるのか。頸椎損傷は顕著な初期症状が出ず、時間がたつにつれ、どんどん麻痺が進み、膀胱や直腸が動かなくなることもあるのです。初期に外傷性頸部症候群と診断されたのは仕方ありませんが、この段階、

つまり、症状が進行した状態での診断は頸椎損傷です」

そして、こう付け加えた。

『また、頸椎固定の手術以降麻痺が進んだ、つまり医療ミスがあったと言わんばかりの主張ですが、この手術で脊髄を傷める危険性は低く、仮に手術でミスがあれば、手術の直後に麻痺が発生するはずです。確かに、姉のような傷害から死に至る例は珍しいでしょうが、人間の体には個人差がある。姉は遭う前は普通の生活ができていたのです。どんな調査をしたのか知りませんが、主治医や家族に十分な説明を求めることもせずに、なぜこんな文書が作られるのか、不思議です』

むち打ち症を切り捨ててきた自算会

私が、この通知書を送ってきた損保会社の担当者に直接聞くと、

『名前は確かに私ですが、実際に文章を作ったのは私ではありません』

という返事。

そこで、損保会社の本社に、だれが

どのような調査を行ったのか問い合わせると、こう答えた。

『自算会の判断ももちろんですが、当

社では専門医など独自のネットワークを持っており、その協力を得て慎重に調査しております。個別事案にはお答えできませんが、請求者ご本人には、質問があればお答えいたします』

だが、トミさんが調査した医師の名前を尋ねても、教えてなかったという。

◇

由紀子さんが最初に診断を受けた

『外傷性頸部症候群』、いわゆる『むち打ち症』は、外から見えにくい痛み

だけに、専門医の間でも「心因性が強く、精神科の範疇」から「患者の訴えは深刻で、症状は極めて複雑」まで、意見が分かれているのが現状だ。もちろん、私は専門知識はないので、ここで、どちらの主張が正しいか、深入りするつもりはない。しかし、このようないいまいまの状況のなかで、自賠責がここ約十年、精神・神経系統の障害を厳しく切り捨ててきたことは事実である。

この問題は5月23日号で詳しく報じたが、簡単に説明するとこうだ。

自算会では八五年から九五年までの十年間で、「精神・神経症状」による後遺障害の認定件数を半分に減らし

た。「むち打ち症」などの後遺障害の支払件数が八一年ごろから急激に増加し、収支が悪化したため、抑える必要が出てきたのだ。自算会で出している

み」の過程で「適正な認定」を受けたところに、治療経過の詳細な調査を行うとともに、顧問医や再診断病院の意見。

◇

由紀子さんも、こうした「取り組み」の過程で「適正な認定」を受けた

「外傷性頸部症候群」、いわゆる『むち打ち症』は、外から見えにくい痛み

だけに、専門医の間でも「心因性が強く、精神科の範疇」から「患者の訴えは深刻で、症状は極めて複雑」まで、意見が分かれているのが現状だ。もちろん、私は専門知識はないので、ここで、どちらの主張が正しいか、深入りするつもりはない。しかし、このようないいまいまの状況のなかで、自賠責がここ約十年、精神・神経系統の障害を厳しく切り捨ててきたことは事実である。

この問題は5月23日号で詳しく報じたが、簡単に説明するとこうだ。

自算会では八五年から九五年までの十年間で、「精神・神経症状」による後遺障害の認定件数を半分に減らし

た。「むち打ち症」などの後遺障害の支払件数が八一年ごろから急激に増加し、収支が悪化したため、抑える必要が出てきたのだ。自算会で出している

「自動車保険の概況」（九五年版）には、この課題について鋭意取り組んできました』とはっきり書かれており、その具体的な「取り組み」方法のひとつにこう書かれている。

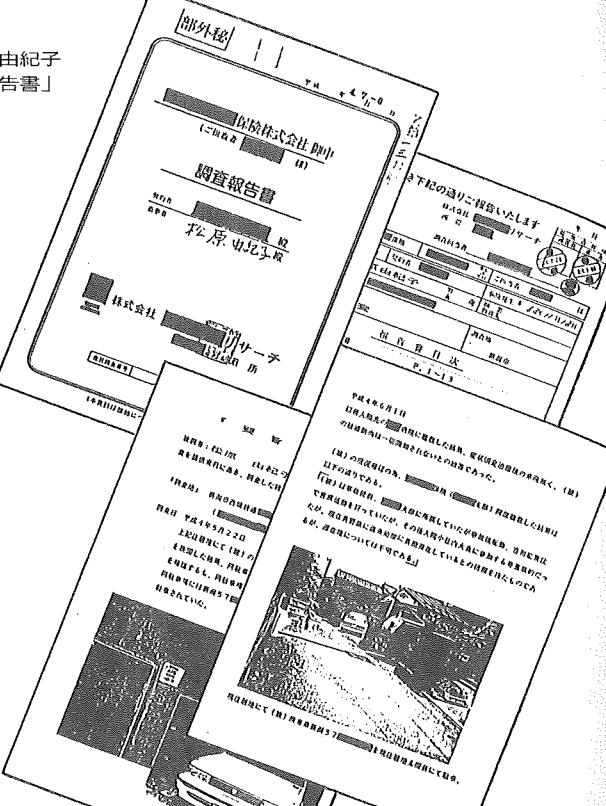
△被害者の愁訴を裏づける他覚的な医学的所見を伴わない軽度な神経症状（たとえば、いわゆる「むち打ち症」）について、客観的な評価が難しいため……治療経過の詳細な調査を行うとともに、顧問医や再診断病院の意見。

△被害者の愁訴を裏づける他覚的な医学的所見を伴わない軽度な神経症状（たとえば、いわゆる「むち打ち症」）について、客観的な評価が難しいため……治療経過の詳細な調査を行うとともに、顧問医や再診断病院の意見。

△被害者の愁訴を裏づける他覚的な評価が難しいため……治療経過の詳細な調査を行うとともに、顧問医や再診断病院の意見。



松原由紀子さんは女手ひとつで3男2女の計5人の小学校入学の記念撮影。この8ヶ月後に事故に遭った



損保会社に頼まれ、6人の調査員が松原由紀子さんを尾行して作った部外秘の「調査報告書」

も八日間にわたって、六人の調査員に車やバイクで尾行された。

調査書のタイトルは「被調者・松原由紀子に対する行動調査」。私は、犯罪者の記録のような錯覚を受けた。盗み撮りの写真つきで十三ページにわたる調査書には△〇時〇分、△△と□□の車に乗つて☆☆に出かけた、車の走行メーターは△△とといった由紀子さんの一日の行動のほか、松葉杖を使って歩行状態をビデオ撮影したことや、職場での評判の聞き込みまでまとめられている。離婚して独身の由紀子さんの車の運転手について△推定50歳位の男性の記述もある。荷物は持つてもら

る。それでも、交通事故の被害者になると、プライバシーまで侵されてしまうのか。法廷で調査書を突きつけられたとき、由紀子さんの胸にどんな思いが走ったか。トミさんは憤る。

「由紀子は本当に悔しがっていました

と結論づけている。

それにもしても、交通事故の被害者に

なると、プライバシーまで侵されてしま

る。損害調査業務に携わる

Tさんが、私にこう打ち明けた。

「そりや、むち打ち症で三ヶ月以上も長々と治療が続いているケースなら、

私自身、その年代の女性被害者を総称する「マダム症候群」という隠語

を、何度も損保業界の人たちから耳にしてきた。同じ女性として、許しがたい言葉だ感じてきたのだが、

「『マダム症候群』なんて、まだ上品なほうですよ。うちの社なんか、『千上がった女』対策とか、そんな呼び方もしています」(Tさん)

しかし、中高年の女性には厳しいのに、ある種の人々にはあっさりと支払う傾向もある。損保会社で長年、査定の仕事をしてきたMさんは語る。

「相手が暴力団や、一部の政治結社、エセ同和団体、在日外国人団体、大口契約のある企業の関係者、政治家などで、細かい計算をせずに百万円単位でおおざつぱに支払うこともあります。それ専門の対策セクションもあり、相手への休業補償で、ちゃんとした源泉徴収票がないと、こっちで作ってやることもあるほどです」

また、医師にも問題があると語るのは、損保社員のKさんである。

「ときどき、その病院が信頼できるかどうかのチェックを兼ねて、うちの社員が、事故など何も起こしていないのに、『さつき追突されて、首が痛いんです』と診断を受けてみると、すると、それだけで『頸椎捻挫・全治四週間』という診断書を書く医師が驚くほどいますよ。被害者も医師も、本当に正直

にやつてくれれば、私たちも尾行までする必要はないんです」

一方、「嘘の病気」は見極められる

はずだと主張するのは、奈良県の佐藤真理弁護士である。

「確かに、被害者のなかには不心得者もいますが、それはごく一部で、大半

は本当に苦しんでいます。私の知り合

い整形外科の専門医も『一定期間、

継続して治療に当たれば、本当に痛

のか詐病なのかはすぐにわかる』と異

口同音に話しています。ところが、最

近目立つのは、被害者が通院治療中に

もかかわらず、損保会社が『事故から

三ヶ月たつたから治ったはずだ』と一

方的に治療の打ち切りや休業補償の打

ち切りを強行してくるケースです。な

かには治療費の支払いをストップして

病院に圧力をかけ、治癒・症状固定を

迫るケースもあります」

にしたものや、「十四級」を「七級」に昇進させたものもある。

佐藤弁護士は語る。

「私の経験した例でわかりますが、損

保会社は、示談の段階では、裁判所が

判決や和解で出してくる損害賠償額の

七割程度までしか提示しようとしませ

ん。訴訟をためらう市民が多いことを

悪用しており、企業の社会的責任を放

棄するものです。自算会の後遺障害の

認定も、他覚的症状がない限り、簡単

に『非該当』にしてしまいます。医師で

も何でもない人が査定を行っているの

は問題です。顧問医は全国に約二百人

いるようですが、すべてのケースを検

討するわけでもないし、まして被害者

の診察など行っていないのが現状で

す。自賠法（自動車損害賠償保障法）

は被害者の保護を目的に掲げています

が、今の運用は明らかに『切り捨て』

であり、自賠責と連動する任意保険の

損保会社に利益を与えるものとなつて

いるのです」

『詳解後遺障害逸失利益』（ぎょううせ

い刊）などの著書もあり、後遺障害に

関する論文も数多く発表してきた北河

隆之弁護士は「日本の自動車保険は、

全体として見れば、被害者救済の機能

を十分に果たしている」と前置きした

藤井弁護士が扱ったケースの中には、

「むち打ち症の問題について、僕自身

が研究して到達した結論は、『よくわからない』ということ。オーバーに言えば、医学ではなく、政治力学というのか、経済力学というのか、医師会や

損保会社など、さまざまなレベルでの縛りがあるのは事実です。確かに、

治療を長引かせて儲けようという医師や詐病の被害者もいて、損保会社側が不信感を持つのもわかる。しかし、そ

れは一部のこと。そういう問題が複雑に絡み合っているなかで、本当に苦し

んでいる被害者まで救済されないとい

う事態が生じているのでしょうか？」

そして、こう付け加えた。

「むち打ち症については、今後、法医学者・臨床医・弁護士も加えて総合的に研究し、議論をする場を持つことです。しかしそれ以前に、この問題は最終的に個々の『人間性』に帰着すると思っています。僕は交通事故紛争処理センターや日弁連の交通事故相談センターの仕事をもっていますが、損保会社側の担当者が熱心に話を聞き、誠意を尽くしてくれる場合は、示談がスムーズにいくケースが多いんです」

「人間性」という言葉が、私の心に重く響いた。確かに、すべての人が本当に正直であれば、被害者の尾行などという「仕事」は、この業界から消えることだろう……。